

埼玉県認知症施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について検討するため、埼玉県認知症施策推進会議（以下「認知症施策推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 認知症施策推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）県内市町村における認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集

（2）県内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関する事業者団体等との連携方策についての検討

（3）認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事例の収集

（4）県内市町村における認知症サポーター養成の推進の方策の検討

（5）県内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討

（6）県内の広域的な徘徊・見守りSOSネットワークの構築推進に関する検討

（7）埼玉県の認知症施策推進計画の策定方針及び進捗状況についての検討

(組織)

第3条 認知症施策推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、委員の互選とする。

3 委員は、次に掲げる者で構成する。

（1）医療関係者（認知症サポート医など認知症ケアに詳しい医師）

（2）認知症の本人・家族関係者

（3）有識者

（4）介護事業者

（5）認知症地域支援推進員

（6）事業実施市町村の職員（政令指定都市及び中核市並びに先進事業実施市町村）

4 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

(会議)

第4条 認知症施策推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

2 議長は、必要あると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 認知症施策推進会議の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年12月 9日から施行する。

2 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

- 3 この要綱は、平成28年12月16日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。